

信濃川水系緊急治水対策プロジェクト
【上今井遊水地について】

国土交通省 千曲川河川事務所

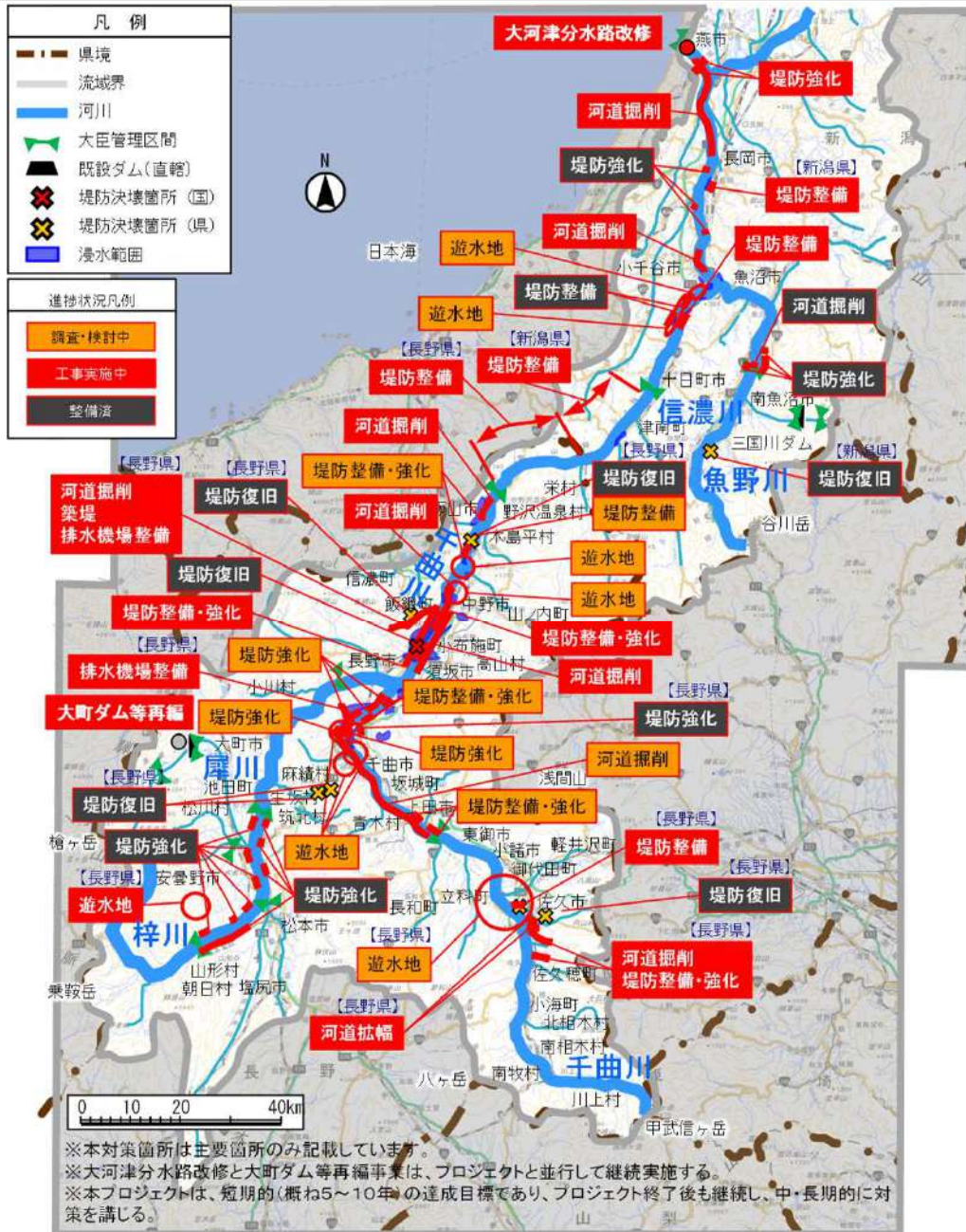
1. プロジェクトの概要

～みんながつなぐしなのの川～
信濃川水系緊急治水対策プロジェクト

～「日本一の大河」上流から下流まで流域一体となった防災・減災対策の推進～

【R3.12末時点】

○国・新潟県・長野県・信濃川流域の41市町村が連携し、令和2年1月に「緊急治水対策プロジェクト」を立ち上げ、『「日本一の大河」上流から下流まで流域一体となった防災・減災対策の推進』をスローガンに、水系全体で河川整備、流域対策・まちづくり、ソフト対策を一体的かつ緊急的に進める。



○令和元年東日本台風により、甚大な被害が発生した信濃川水系において国、県、市町村が連携し、「**信濃川水系緊急治水対策プロジェクト**」を進めています。

○国、県、市町村が連携し、以下の取り組みを実施していくことで、信濃川本川及び千曲川本川の堤防で被災した区間で越水防止を目指します。

- ①被害の軽減に向けた治水対策の推進【河川における対策】
- ②地域が連携した浸水被害軽減対策の推進【流域における対策】
- ③減災に向けた更なる取組の推進【ソフト施策】

○令和3年度は、引き続き上下流バランスを踏まえた、全川での河道掘削等の改良復旧、ため池・田んぼダム等既存施設の有効利用(流域対策)、マイタイムラインの普及(ソフト施策)を実施予定

■河川における対策

全体事業費	約1,866億円【国:約1,227億円、県:約639億円】
災害復旧	約586億円【国:約214億円、県:約372億円】
改良復旧	約1,280億円【国:約1,013億円、県:約267億円】
事業期間	令和元年度～令和9年度
目標	【令和6年度まで】 令和元年東日本台風(台風第19号)洪水における ・千曲川本川の大規模な浸水被害が発生した区間等において越水等による家屋部の浸水を防止 ・信濃川本川の越水等による家屋部の浸水を防止
	【令和9年度まで】 令和元年東日本台風(台風第19号)洪水における ・千曲川本川からの越水等による家屋部の浸水を防止
対策内容	河道掘削、遊水地、堤防整備・強化

※県の改良復旧事業等の新規事業採択により事業費が追加されました。
 ※四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

- 流域における対策**
- ・ため池等既存施設の補強や有効活用
 - ・田んぼダムを活用した雨水貯留機能の確保
 - ・学校グラウンドなどを活用した雨水貯留施設
 - ・排水機場等の整備、耐水化の取組
 - ・防災拠点等

- ソフト施策**
- ・「まちづくり」や住まい方の誘導による水害に強い地域づくりの検討
 - ・高床式住まいの推進
 - ・マイ・タイムラインの普及
 - ・公共交通機関との洪水情報の共有
 - ・住民への情報伝達手段の強化



長野市穂保地先の堤防決壊、浸水被害状況



新潟県小千谷市内における浸水被害状況

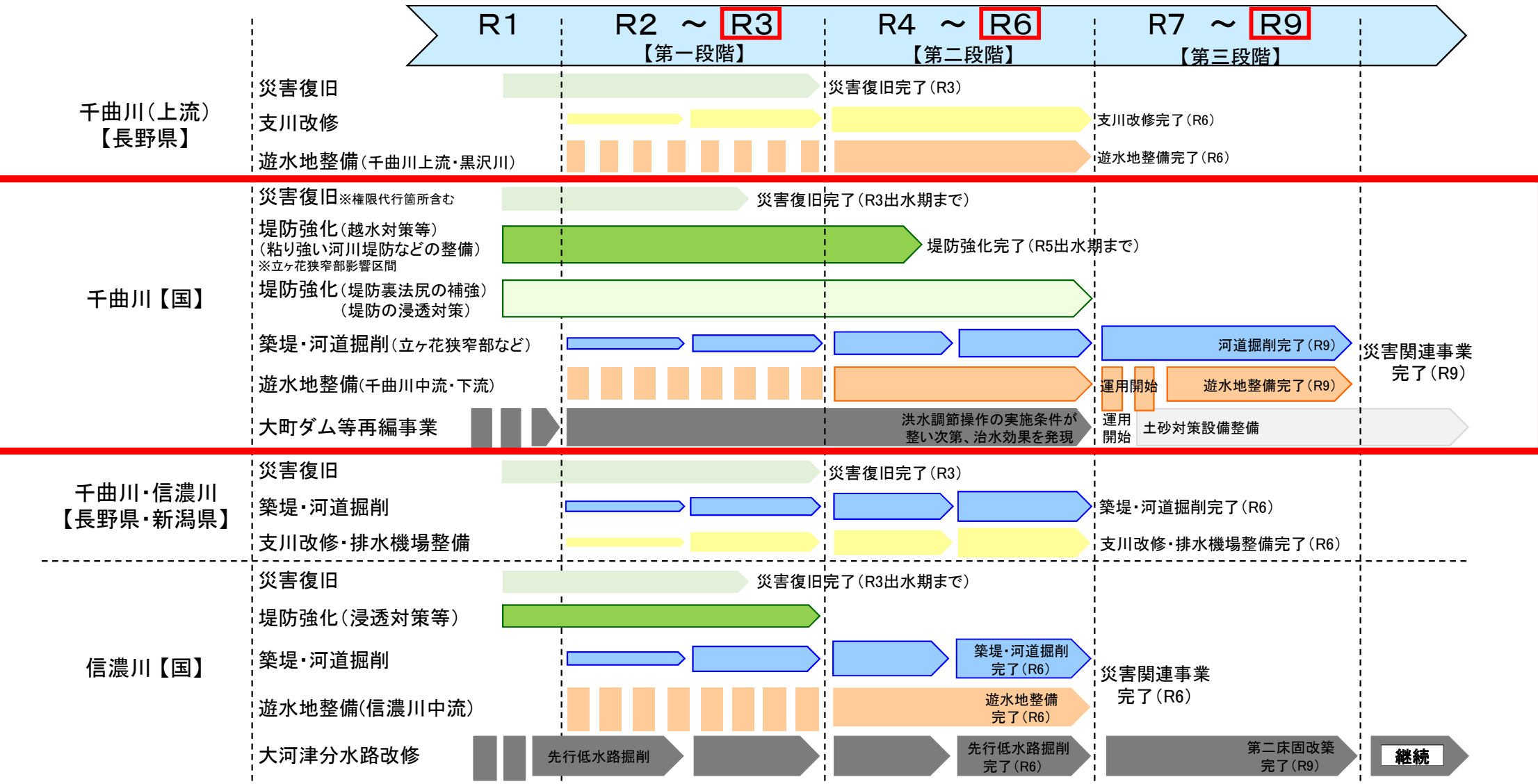
※計数については、今後の調査、検討等の結果、変更となる場合があります。

信濃川水系緊急治水対策プロジェクト

ロードマップ

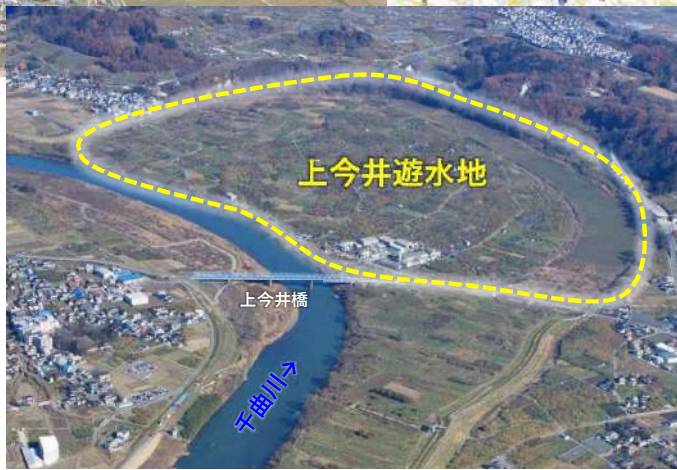
「日本一の大河」上流から下流まで流域一体となった防災・減災対策の推進

- 【第一段階(復旧)】 災害復旧を令和3年度までに完了(国(権限代行含む)は令和3年出水期まで、県は令和3年度)。並びに大河津分水路などの下流域の整備に応じた河道掘削(立ヶ花狭窄部など)を順次実施
- 【第二段階(復興)】 改良復旧である堤防強化(粘り強い河川堤防構造など)や遊水地、大町ダム等再編事業(容量再編)を完了
- 【第三段階(復興)】 遊水地、河道掘削(立ヶ花狭窄部など)を令和9年度完了



遊水地計画地 位置図

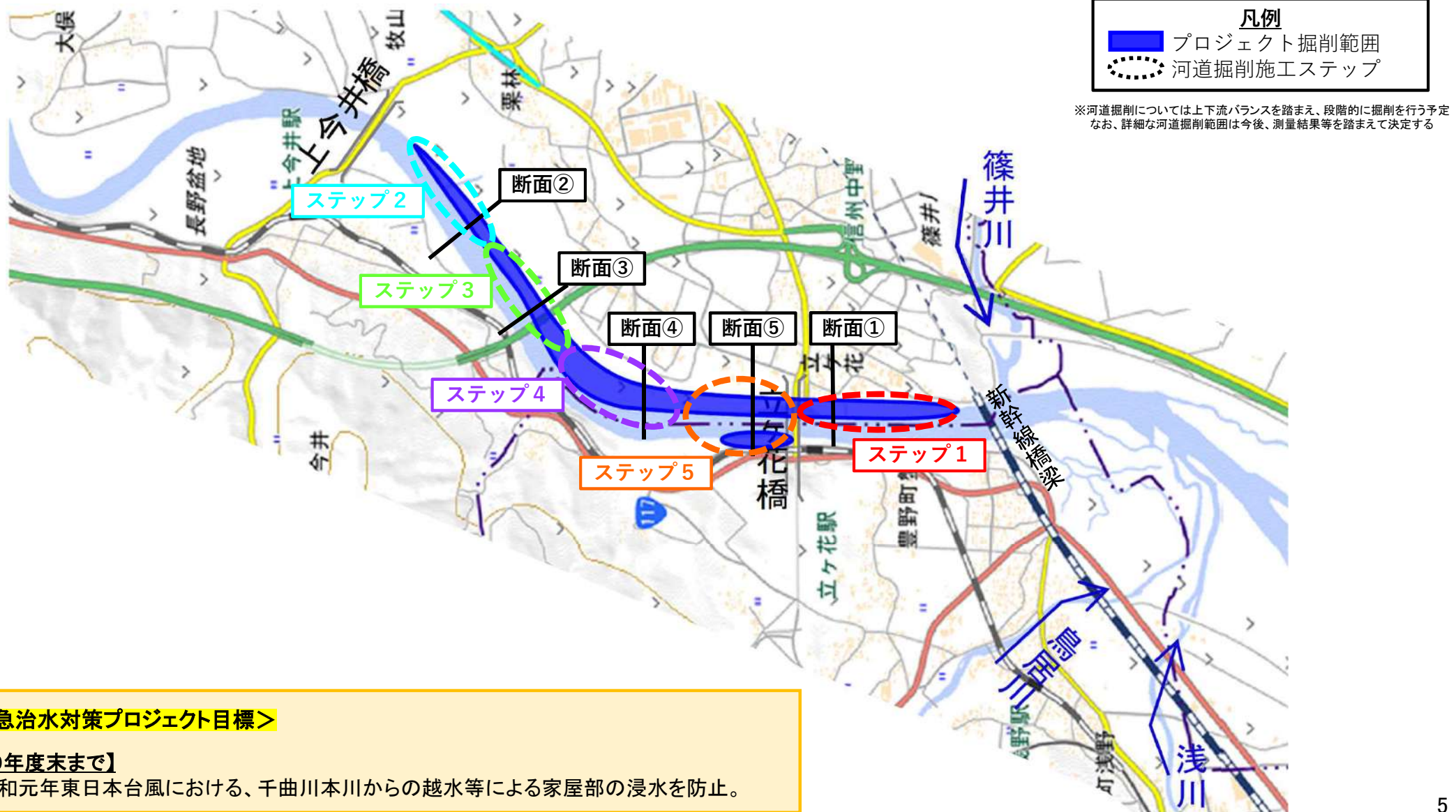
- 令和元年東日本台風に対する治水対策として、直轄管理区間において、5箇所の遊水地整備を予定。
- 令和6年度（若しくは令和9年度）までの遊水地事業完成を目指す。



※遊水地は現在計画検討中であり、範囲等は確定したものではありません。

信濃川水系緊急治水対策プロジェクトにおける河道掘削箇所について(立ヶ花狭窄部)

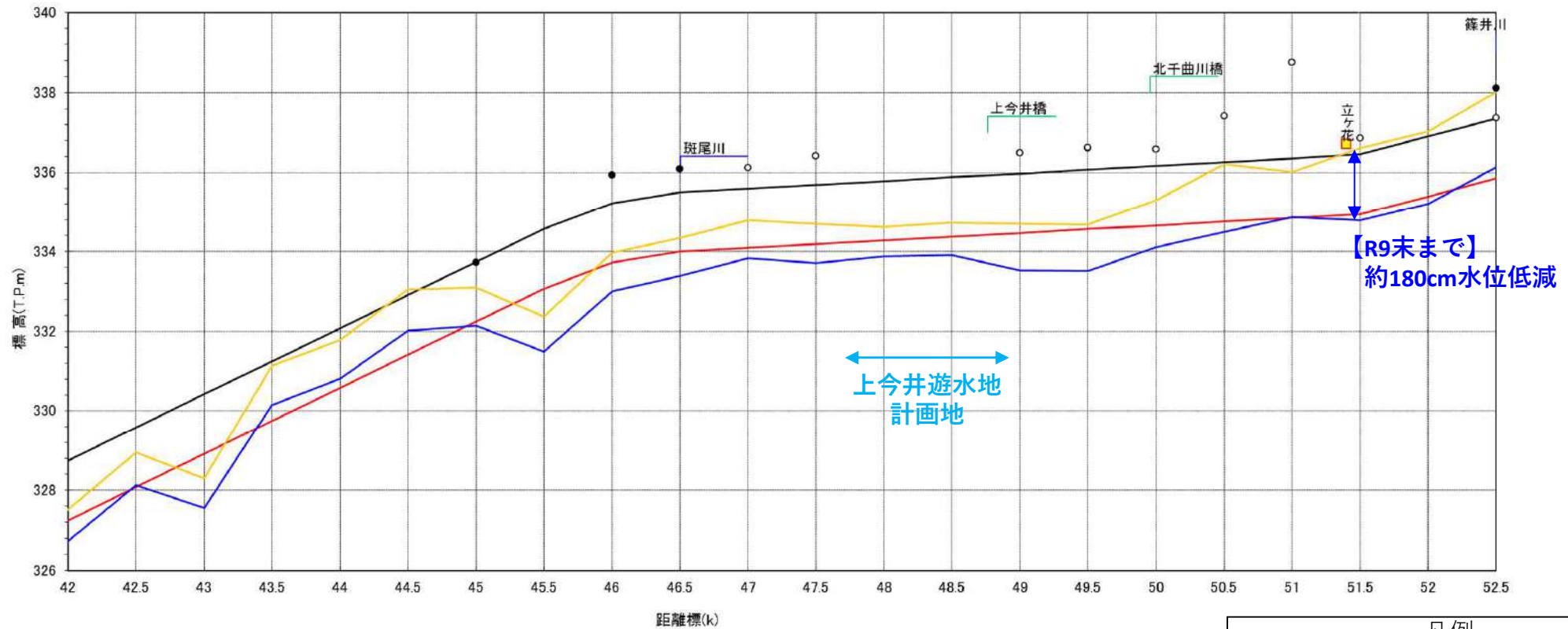
- 信濃川流域全体での上下流バランスや氾濫域のリスク等を総合的に勘案しつつ、令和2年度から千曲川本川の水位低下を目指し、立ヶ花狭窄部の掘削を段階的に進める。
- 河道掘削を行う範囲を段階的に広げていき、上流に位置する立ヶ花狭窄部のせき上がりを受けている範囲において、令和元年東日本台風規模の洪水を計画堤防高以下で流下させる(R9年度末まで)



河道掘削等の水位低下効果について(立ヶ花狭窄部)

- 令和2年度からの各年の河道掘削により、段階的に水位の低下を図る。
- 令和9年度末までに河道掘削・遊水地の整備と合わせて、約180cm程度千曲川本川の水水位低減させる。

令和元年度東日本台風規模の洪水が
氾濫せずに流下した場合の水位

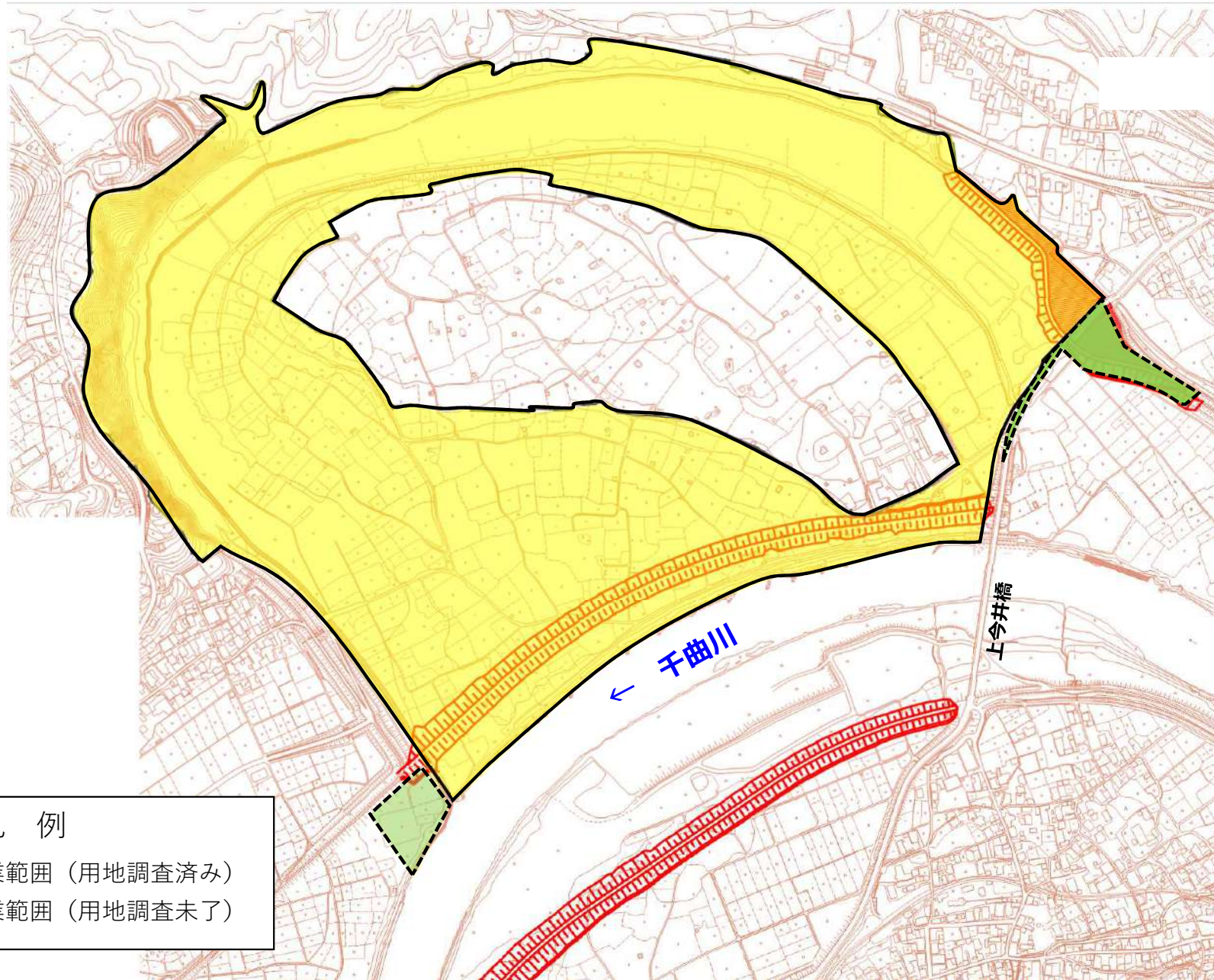


- 凡例
- 計画堤防高
 - 計画高水位
 - 現況堤防高 (左岸)
 - 現況堤防高 (右岸)
 - プロジェクト前の河道での水位
 - R9末までの河道での水位

2. 事業対象範囲

上今井遊水地 事業対象範囲

- ・ 事業範囲は下図に示す範囲を対象とし、令和4年度より用地買収に着手する。
- ・ 用地調査未了の範囲(黒破線 緑着色)については、令和4年度用地調査を実施し、事業範囲を確定する。



3. 令和4年度以降の予定

上今井遊水地 令和4年度以降の予定

- ・ 上今井遊水地は、令和4年度から事業化し、用地買収及び工事に着手を予定。
- ・ 工事着手は年度末(R5.3)からを予定。工事着手に向けて詳細設計を進めるため、令和4年度も現地調査を並行して実施。
- ・ 工事の手順は、①排水施設・囲繞堤(下流側)・遊水地内(下流側①)、②囲繞堤(上流側)・周囲堤・遊水地内(下流側②)、③遊水地内掘削(上流側)を想定。(詳細は、以下の「事業優先順位」を想定。)

■事業の優先順位 (上今井遊水地)

下記の優先順位をベースに工事を進める予定

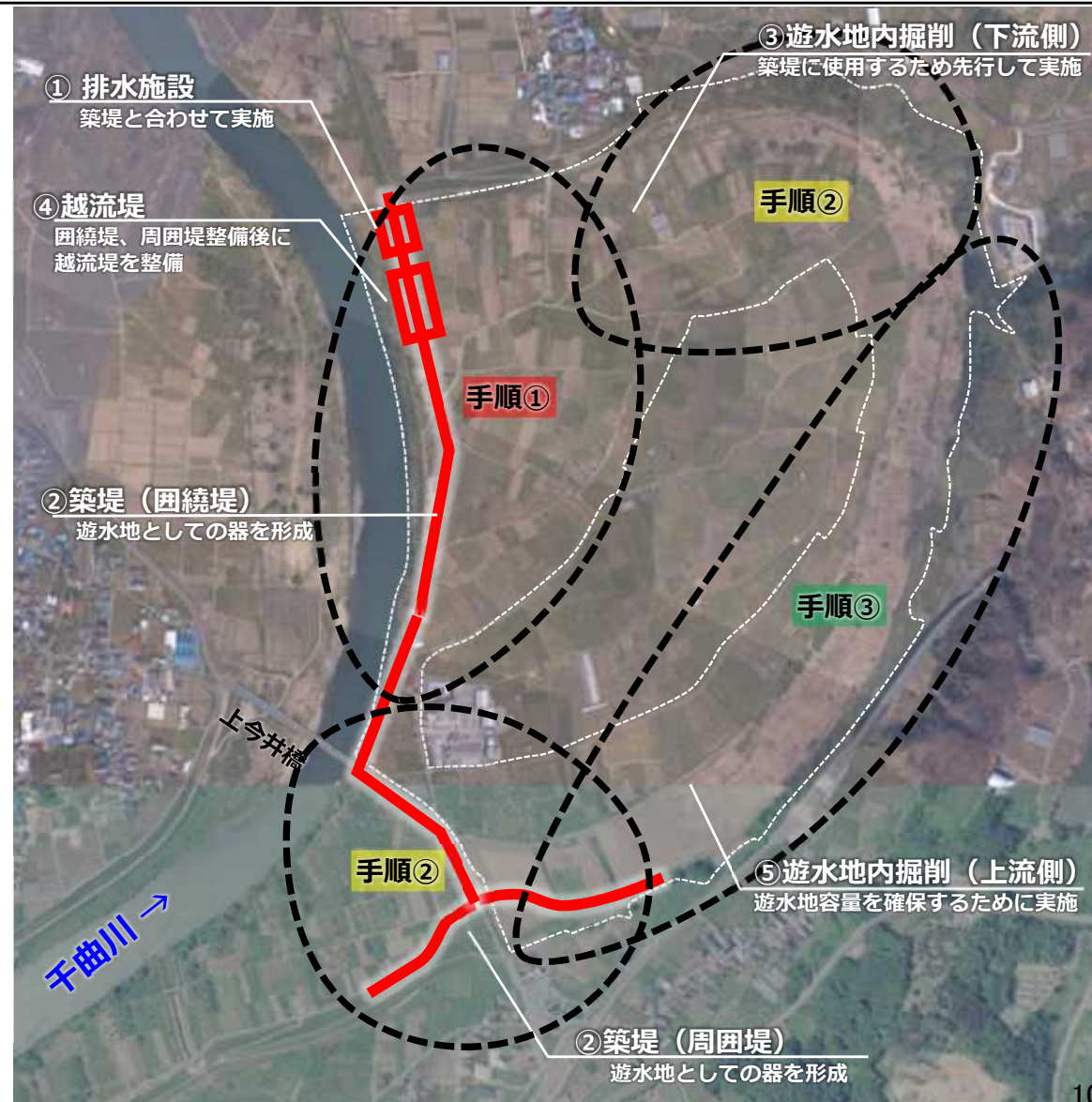
<遊水地整備>

- ① 排水施設
築堤と合わせて排水施設を整備し、遊水地内の排水系統を確保。
- ② 築堤 (囲繞堤・周囲堤)
遊水地としての器を形成。
- ③ 遊水地内掘削 (下流側)
築堤に使用する土砂を確保するため、築堤とあわせて下流側から遊水地内の土砂掘削を実施。
- ④ 越流堤
遊水地としての器を形成した後、越流堤とする。
- ⑤ 遊水地内掘削 (上流側)
遊水地の容量を増やすため、遊水地内を掘削。

* 用地買収は工事の手順に基づいて進めますが、実際の買収は、飛地・個別の問題に応じて進めることになります。

■令和4年度以降の予定

内容	項目及び実施時期 (予定)
現地調査	・ 幅杭設置測量 [R4. 4頃~] ・ 測量 (詳細設計用) [R4. 5頃~]
用地買収	・ 用地買収 [R4. 秋頃~]
工事	・ 工事着手 [R5. 3~]



上今井左岸築堤 令和4年度以降の予定

- ・ 上今井左岸築堤は、令和4年度から事業化し、用地買収及び工事に着手を予定。
- ・ 工事着手は年度末(R5.3)からを予定。工事着手に向けて詳細設計を進めるため、令和4年度も現地調査を並行して実施。
- ・ 工事の手順は、1.築堤、2.排水施設、3.堤防背面埋立、4.基盤整備を想定。
- ・ 築堤箇所は、令和4年度より用地買収を実施する。堤防背面埋立は借地により埋立を実施する。

■事業の優先順位（上今井左岸築堤）

下記の優先順位をベースに工事を進める予定

<上今井左岸築堤整備>

- ① 築堤
遊水地の器確保と同時に左岸側築堤を最優先に実施。
- ② 排水施設
築堤、背面盛土を考慮した排水施設を整備。
- ③ 堤防背面埋立
堤防築堤後、堤防背面を借地し埋立を行う。
- ④ 基盤整備
埋立後、土地の利用状況に応じて乗り入れ道路や用水路等の基盤整備を行い、返地する。

■令和4年度以降の予定

内容	項目及び実施時期（予定）
現地調査	・ 測量（詳細設計用） [R4. 5頃～]
用地買収	・ 用地買収（契約） [R4. 秋頃～]
工事	・ 工事着手 [R5. 3～]



4. 用地補償の進め方

用地補償 の 手続き

みなさまのご理解をいただけるよう誠意をもって業務を進めてまいります。

用地補償の手続きは、みなさまとご相談しながら、概ね次のとおり段階的に進めていきます。

事業計画～用地等調査



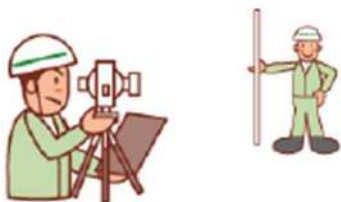
① 事業計画などの説明

事業を円滑に進めるため、地域のみなさまに計画の概要、施工計画などをご説明します。



② 用地幅杭の打設

事業計画についてみなさまのご理解をいただきますと、みなさまの土地に立ち入りさせていただき、事業に必要な用地の境界に幅杭を打設します。



③ 土地や建物などの調査

みなさまからお譲りいただく土地の面積や移転していただく建物、塀や看板などの工作物、庭木などの立木を詳しく調査します。
調査の方法は3ページのとおりです。



④ 土地調書・物件調書の確認

調査の結果に基づき、お譲りしていただく土地の所在及び面積、移転していただく物件の種類や数量などを確認していただきます。

補償内容の説明～契約・支払、事業用地管理



⑤ 補償内容及び補償金の説明

適正で公平な補償を行うため、国が定めた統一的な基準に基づき、補償金を算定し、みなさまに誠意をもってご説明いたします。主な補償の種類と算定の方法は4～7ページのとおりです。



⑥ 契約

補償内容にご了解をいただきますと、書面で契約させていただきます。契約内容をご説明し、ご理解をいただいたうえで署名、押印をお願いすることになります。



⑦ 土地の登記・建物などの移転及び土地の引き渡し

みなさまで、建物、工作物、立木などを移転して土地を引き渡していただきます。
なお、お譲りいただく土地の分筆・所有権移転登記は私どもが行います。



⑧ 補償金のお支払い

建物、工作物、立木などを移転して土地を引き渡していただいた後、補償金についてお支払いすることになります。
支払いの方法は8ページのとおりです。



⑨ 事業用地の管理

引き渡しを受けた土地については工事着手までの間、事業予定地として適正に管理します。